

国際・経済・港湾委員会記録  
【速報版】

令和8年2月13日開会

# 速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- くしだ久子委員長 これより委員会を開会いたします。  
上着の着用は御自由に願います。



◎ 市第137号議案（関係部分）、市第142号議案、市第143号議案及び市第144号議案の審査、採決

- くしだ久子委員長 経済局関係の審査に入ります。  
なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。  
初めに、市第137号議案関係部分、市第142号議案、市第143号議案及び市第144号議案につきましては、説明の都合上、4件を一括議題に供します。

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 市第137号議案 | 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）   |
| 市第142号議案 | 令和7年度横浜市中央卸売市場費会計補正予算（第2号）    |
| 市第143号議案 | 令和7年度横浜市中央と畜場費会計補正予算（第1号）     |
| 市第144号議案 | 令和7年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算（第1号） |

- くしだ久子委員長 当局の説明を求めます。  
○ 工藤経済局長 経済局です。よろしくお願いたします。  
それでは、右肩の資料番号が1の資料を御覧ください。  
市第137号議案、令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号のうち経済局関係部分、市第142号議案、令和7年度横浜市中央卸売市場費会計補正予算第2号、市第143号議案、令和7年度横浜市中央と畜場費会計補正予算第1号、市第144号議案、令和7年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計補正予算第1号につきまして御説明いたします。

次のスライドになりますが、1の趣旨です。

- （1）事業の執行見込みにあわせた整理補正として、歳出額の増額及び減額補正を行います。
- （2）7年度当初予算に計上した一部の事業につきまして、繰越明許費補正を行います。

それでは、次のスライドになりますが、2の事業の執行見込みにあわせた整理補正ですが、職員人件費等の増額・減額補正について、給与改定等に伴う増額補正及び共済費の減等に伴う減額補正を行います。

下の表を御覧ください。

一般会計歳出及び特別会計歳出として、合計281万5000円の増額をお願いするものでございます。

次のスライド、（2）その他事業費の増額補正ですが、一般会計では、指定管理施設における従事者の賃金上昇及び物価高騰、中小企業融資事業における融資実績の増に伴う信用保証料助成の増、特別会計における事業費の補正に伴う繰り出しに対応するため、増額補正を行うものでございます。

また、中央と畜場費会計では、会計年度任用職員の報酬改定等に対応するため、増額補正を行います。

それでは、次のスライド、補正額についてですが、一般会計、合計5事業で8億4977万4000円となつてご

ございます。内訳につきましては、表に記載のとおりとなっております。

それでは、次のスライドへお進みいただいて、中央と畜場費会計の補正額は、表に記載のとおり905万1000円となっております。

(3) 事業費の減額補正ですが、令和7年度当初予算に計上した企業立地促進条例における助成事業において、事業費の確定等に伴う減額補正をお願いするものでございます。補正額については、表に記載のとおり4億6897万2000円となっております。

次のスライドでございますが、3の繰越明許費補正ですが、小動物解体ライン改修事業費について、入札不調による契約時期の延期が発生をいたしまして工事の出来高が翌年度になるということのため、繰越明許費補正を行うものでございます。設定額は、表に記載のとおり2億9200万円でございます。

なお、参考といたしまして、スライド番号8番から11番にかけて会計別の歳入歳出補正予算一覧表を記載してございます。

御説明は以上になります。御審査、よろしくお願いたします。

- **くしだ久子委員長** 説明が終わりましたので質疑に入ります。
- **清水富雄委員** 1つだけ。以前、小松副委員長からも質問があったと思うのですが、繰越明許費補正の入札不調、今回の入札不調の理由は何かということと、その対策をどのように考えているか、この点だけ。
- **工藤経済局長** 神田食肉市場長より御答弁をさせていただきます。
- **神田中央卸売市場食肉市場長** 御質問ありがとうございます。

今回、入札不調になった解体ラインの事業でございますけれども、食肉市場の工事におきましては、市場機能を停止することが食肉の流通が止まってしまうということがございますので、市場機能を停止することは困難でございます。そのため、土日ですとかお盆休み、また、まとまった休場日を設定してございまして、それを活用して実施する必要があります。その結果、工事の施工可能日が限定されまして、工事期間が長期化する傾向にございます。このようなことから、長期間にわたり事業者が現場代理人などの技術者等の人手を確保する必要があります。また、同時期に多数の工事発注が重なったことなどを背景に応札が難しい状況にあったものと考えてございます。

対策といたしましては、引き続き事業者を取り巻く環境に注視するとともに、工事を担当しております建築局等と連携をいたしまして、発注時期の工夫や工事期間の確保など、事業者に応札していただけるよう必要な対策に取り組んでまいります。

- **清水富雄委員** ありがとうございます。  
人手不足というのは今に始まったことじゃなくて、去年の12月にも中央卸売市場であったと思うのですが、今後、こういった人手不足なり、こういったことに対して、経済局としてどのように対応しているのか、そこだけお願いします。
- **工藤経済局長** ありがとうございます。

委員の御指摘のとおり、人手不足については今に始まった話ではございません。あと、全国的な課題という認識でもございます。市としても総合的な対策が求められているのだろうと考えてございます。

今年度予算でいいますと、例えばサイト運営事業者と連携した求職者と事業者とのマッチングを進めたり、あるいは生産性の向上に資するようなデジタル化に資する機器の導入、そういったものに対する補助金制度

をつくったりですとか、あるいは健康経営みたいなことで人材に定着してもらえるような取組も併せて進めているというところもございます。

あと、賃金の問題というのは大きくて、価格転嫁がしっかり企業の中でも進んでいる。それに対する我々も相談的な機能を使って価格転嫁がしっかり進んで、賃上げにそれが結びついて人材の確保につなげていただければという取組は今年度も進めております。

来年度も引き続きやっていきたいとともに、外国人材についても、今年度、調査を実施しておりますけれども、就労から定着に向けて我々も取り組んでまいりたいと思っております。総合的にいずれにしても取り組んでいく必要があると考えてございます。

○ 清水富雄委員 ありがとうございます。

○ 尾崎太委員 ありがとうございます。

今の清水委員のところに関連するラインの改修ですけれども、これは繰越明許で延びて工事を発注します。ただ、先ほどおっしゃっていた工事期間がすごく限定をされるということであると、工事期間が長くなるのだろうと推測できますけれども、そういったときに、工事を発注するときに、例えば受けた業者さんが人を当然つけなきゃいけないとなったときに、実際に工事ができるのは土日しかできないのだけれども、工事期間だけ長いと、結局、間接経費が物すごいかかるのですね。その職人さんをずっと張りつけなきゃいけないとか、そうするとほかの仕事ができないとか、そういった条件が出てくると思うのですけれども、こういったことに対する柔軟な対応というのはどう考えていらっしゃるのですか。

○ 神田中央卸売市場食肉市場長 御質問ありがとうございます。

工事期間が長くなるという中で、建築局で設計費の関係の設定をしていただいておりますけれども、工期が全体に長くなった場合においても、それぞれの経費の計算といいますか積算方法は決まった中で積算をされていると聞いてございます。ですので、特段、施工可能日が限定されて、中でも事業者様に応札いただくような形で工事のほうの発注を建築局のほうでお願いしている状況になってございます。

○ 尾崎太委員 現場代理人の人の拘束の条件だとか、また当然長くなったときの様々な価格のエスケーションだとか、そういったこともしっかり考慮してやらないと業者さんに大きな負担をかけることになると思いますので、その辺を要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○ くしだ久子委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ くしだ久子委員長 それでは、1件ずつ採決いたします。

初めに、市第137号議案関係部分についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ くしだ久子委員長 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については、原案可決と決定いたします。

次に、市第142号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- くしだ久子委員長 御異議ないものと認め、市第142号議案については、原案可決と決定いたします。  
次に、市第143号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- くしだ久子委員長 御異議ないものと認め、市第143号議案については、原案可決と決定いたします。  
次に、市第144号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- くしだ久子委員長 御異議ないものと認め、市第144号議案については、原案可決といたします。  
以上で、経済局関係の審査は終了いたしましたので、次に国際局関係に入ります。

当局参集の間、休憩といたします。

休憩時刻 午前10時11分

(当局交代)



再開時刻 午前10時13分

◎ 市第137号議案(関係部分)の審査、採決

- くしだ久子委員長 それでは、国際局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

市第137号議案関係部分を議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算(第7号)(関係部分)

- くしだ久子委員長 当局の説明を求めます。

- 山下国際局長 国際局です。よろしくお願いいたします。

令和7年度2月補正予算国際局関連部分の概要について御説明いたします。

今回の補正におきましては、予想育休者数の修正に伴う職員人件費の減額補正を行います。

お手元の資料を御覧ください。

1、歳入歳出予算補正ですが、(1)の職員人件費については、予想育休者数の修正に伴い、給料及び期末・勤勉手当等の減額補正を2932万円行います。

説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

- くしだ久子委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(発言する者なし)

- くしだ久子委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- くしだ久子委員長 それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- くしだ久子委員長 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については、原案可決といたします。  
以上で、国際局関係の審査は終了いたしましたので、次に港湾局関係に入ります。  
当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前10時14分

(当局交代)

再開時刻 午前10時17分

- くしだ久子委員長 それでは、委員会を再開いたします。  
なお、平原副市長は他の委員会に出席しておりますので、審査の状況により当委員会に出席すること  
ですので、御了承願います。

### ◎ 市第120号議案の審査、採決

- くしだ久子委員長 港湾局関係の審査に入ります。  
なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。  
初めに、市第120号議案を議題に供します。

市第120号議案 横浜市港湾施設条例の一部改正

- くしだ久子委員長 当局の説明を求めます。  
○新保港湾局長 それでは、市第120号議案、横浜市港湾施設条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書は117ページでございますが、投影資料に基づきまして御説明させていただきます。

まず、1、改正の概要の(1)コンテナターミナルについてですが、国土交通省から、港湾法に規定する港湾運営会社に対するコンテナターミナルの岸壁や荷さばき地など、国有財産の貸付期間の実運用を10年以内から30年以内へ見直すことが示されました。これを受け、本市においても港湾運営会社に対する港湾施設の貸付期間及び更新期間の上限を見直します。

また、(2)の自動車ターミナルについてですが、本市が自動車ターミナル用地などを貸し付けている特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づき、国土交通省が指定した法人に対する貸付期間及び更新期間の上限を見直します。

以上により、横浜市港湾施設条例の一部を改正します。

次のページを御覧ください。

2、改正の理由についてでございますが、(1)のコンテナターミナルについてです。多様な事業者ニーズに柔軟に対応でき、設備投資の促進、港の安定利用及び国際コンテナ戦略港湾政策の推進が期待されることから、港湾運営会社に対する港湾施設の貸付期間及び更新期間の上限を10年以内から30年以内に見直します。

なお、横浜港においては、横浜川崎国際港湾株式会社が港湾運営会社に指定されています。

画面右側には、横浜港を代表する南本牧ふ頭のコンテナターミナルを一例としてお示ししております。  
次のページを御覧ください。

(2) 自動車ターミナルについてですが、指定会社に対する港湾施設の貸付けについても、自動車ターミナルにおける長期的な設備投資の促進及び港の安定利用が期待されるため、貸付期間及び更新期間の上限を10年以内から30年以内に見直します。

なお、横浜港においては、横浜港埠頭株式会社が指定会社に指定されています。

画面右側には、大黒ふ頭の自動車ターミナルをお示しています。

3、施行予定日については、コンテナターミナル、自動車ターミナルともに公布の日としています。御審議いただいた上、御了承いただいた場合は2月下旬頃を予定しております。

次のページを御覧ください。

本市から港湾運営会社及び指定会社へ貸し付けている主な施設の位置を示しております。

青色で示されている箇所は、港湾運営会社に貸し付けているコンテナターミナルで、南本牧ふ頭・本牧ふ頭・大黒ふ頭でございます。

また、黄色で示されている箇所は、指定会社に貸し付けている自動車ターミナルで、大黒ふ頭でございます。

次のページを御覧ください。

参考といたしまして、新旧対照表は御覧のとおりとなります。

御説明以上となります。御審議のほど、よろしく御申し上げます。

- くしだ久子委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
- 清水富雄委員 1つだけ、すみません。この120号議案の横浜市港湾局施設の条例の一部改正ということで、30年に延長するというので、どのような効果が期待できるのか、そこを分かりやすくお願いします。
- 新保港湾局長 コンテナターミナルを運営しております横浜川崎国際港湾、YK I Pと呼んでいますけれども、また自動車ターミナルにつきましては横浜港埠頭株式会社、Y P C、我々から今の2社に貸付けをして、さらにそこからまたユーザーに貸し付けております。ユーザーに対しても、これから長期間で安定的に利用できるというメリットがございます。

これまで10年間という期間では、貸している期間において様々な設備投資をするのですが、その投資回収というのが10年という中で非常に難しいということで、各ユーザーさんが投資をするに当たって、これまで二足を踏んでいたということがございます。今後30年になりますと、例えばコンテナターミナルであれば、ガントリークレーンですとか、あとコンテナの中身を入れ替えるような施設、コンテナフレートステーションと呼んでいますけれども、建築物ですね。そういったもの。また、自動車ターミナルでありますと、立体の駐車場、こういったものへの投資ができるということになるかと思っております。そうすることによりまして、戦略的、そして効率的なターミナル運営が可能となりますので、さらなる横浜港での取扱個数が増えたり、あと新たな航路が開設されたりということで、横浜港の競争力に大変寄与するのではないかと考えております。

- 清水富雄委員 ありがとうございます。
- 尾崎太委員 ありがとうございます。

10年から延びるということでもありますけれども、通常これまで10年だったときというのは、切替えのとき

に更新料とかというのは発生したのでしょうか。

- **新保港湾局長** コンテナターミナルのYK I Pのほうについては、今回初めて10年を迎えるのがこの3月になります。一方、YPCのほうは、これまでも更新してきたわけですが、そこでの更新料というのは特にこれまで取っておりませんでした。
- **尾崎太委員** 取ってないんですね。じゃあ、30年だろうが、別に港湾局としての収益に対する影響はないという理解でよろしいですね。
- **新保港湾局長** あくまでも安定したターミナル運営が行えるという、今回は非常にメリットのある条例改正だと考えております。
- **坂本勝司委員** 港湾の関係でいいますと、港湾インフラなんかは世界的にも投資がすごい活発化しているのだらうなと感じているのですが、運用自体、こういうように貸付けを行っているような国というのは、ほかにどういった国があるのでしょうか。
- **新保港湾局長** 港湾の運営の方法というのは結構様々でありまして、船会社というかターミナルユーザーそのものが許可を得て、コンテナターミナル自体から造っているところもありますし、我々のように公共セクターのほうで造って貸付けをやられているところ、それは様々なやり方が港湾の場合はあるというのが、やり方が決まってないというのが一つの特徴かと思っています。
- **坂本勝司委員** 分かりました。  
近隣でいうと、国で運用しているようなところが非常に多いのかなという感覚はあって、横浜のようにこういった自治体が管理運営しているようなところというのは、どういうところがあるのかなと感じたもので、そこら辺の世界の主要港の扱い、運用実態みたいな、一覧みたいなのがあったら頂きたいなという感じなのですが、
- **新保港湾局長** 分かりました。  
確かに最近では、資料は後ほど用意させていただきますけれども、特にアジアの国々は、国が積極的な投資を行っているというのが実態でございまして、私もこの前、上海の港を見せていただいたのですが、例えば、横浜の主力である南本牧ふ頭、これは岸壁延長が1700メートルあります。それを造るとなると、これまで20年ぐらいかけて整備してきたというような実態ですが、上海というのは、今は世界で一番コンテナを扱っている国ですが、そこは2300メートルのコンテナターミナルを3年で造ったというようなことで、国がどれだけ力を入れているかということにコンテナターミナルの整備というところは結構依存するところがありまして、そういう意味でも横浜港は国際コンテナ戦略港湾に一応位置づけられてはおりますので、国の資金の入れ方がほかの港よりは多かったり、そういうメリットはありますけれども、アジアの諸外国と比べると、国の関わりというのはまだまだ少ないのかなというところは認識しております。
- **坂本勝司委員** ありがとうございます。  
昨年視察させていただいた仁川なんか、新たな港を造っちゃったり、整備を国としてしっかりと行っているのを見ると、横浜もそこに戦っていくのは大変だろうと感じるので、この期間が30年にされるという中でいうと、港湾の港横浜をしっかりと守っていただけるという点ではいいのかなとも感じますので、世界に負けない港づくりを引き続きよろしくお願ひしたいと思います。
- **くしだ久子委員長** それでは、資料につきましては委員会宛てにお願いをいたします。

他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- くしだ久子委員長　それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- くしだ久子委員長　御異議ないものと認め、市第120号議案については、原案可決と決定いたします。



### ◎ 市第124号議案の審査、採決

- くしだ久子委員長　次に、市第124号議案を議題に供します。

市第124号議案　　中区本牧ふ頭所在市有土地の処分

- くしだ久子委員長　当局の説明を求めます。
- 新保港湾局長　それでは、市第124号議案、中区本牧ふ頭所在市有土地の処分について御説明させていただきます。

議案書は149ページでございますが、投影資料に基づいて御説明をいたします。

まず、1の要旨ですが、国際コンテナ戦略港湾政策に基づく基幹航路の維持・拡大に向けた平成23年の港湾法改正により、国による直轄工事の範囲が拡大され、国が用地を取得して荷さばき地を整備した上で港湾運営会社に低廉な価格で直接貸し付けることにより、国際競争力を強化することが可能となりました。

そのため、画面右側の位置図でお示しする再整備を進めている本牧ふ頭D5コンテナターミナルの市有地を国に売却し、財源を創出するとともに、さらなる競争力強化を推進するものでございます。

次のページを御覧ください。

2の市有土地の概要及び売却金額ですが、所在は中区本牧ふ頭1番の439、地目は宅地、地積は1万2714.23平方メートルで、画面右側の案内図で赤くお示しした範囲となります。

なお、令和3年度から6年度にかけて、約13万平方メートルを売却済みです。

1平方メートル当たりの単価は21万7200円、売却金額は27億6153万756円です。

金額につきましては、国から提示された金額を本市が不動産鑑定士の鑑定評価書などに基づいて検証し、適正であることを確認しております。

次のページを御覧ください。

3の処分の相手先及び利用用途ですが、処分の相手先は国土交通省関東地方整備局で、利用用途はコンテナターミナルの荷さばき地です。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

- くしだ久子委員長　説明が終わりましたので質疑に入ります。
- 清水富雄委員　先ほど坂本委員からの国とのやり取りということでは、とてもこれは工夫が必要だと思うのですけれども、そういう中でコンテナターミナル用地を国に売却することでどのようなメリットがあるのか、分かりやすくお願いします。
- 新保港湾局長　国に売却するメリットは、大きく2つあると思っております、一つは、国に売却するこ

とで、これまで我々横浜市から条例料金で横浜川崎国際港湾、YKIPのほうに貸しておりましたが、それが今度は国が取得して国から直接貸すことで、かなり低廉な価格で国からYKIPのほうに貸すことができる。それは、ひいてはユーザーのほうにも、利用料のほうにも還元されますので、価格的な競争力というのは非常に高まるというのが一つございます。

あと、もう一つは、今回もかなりの多額なお金が横浜市のほうに入ってくるということで、これは一部は港湾のために使う費用でもあるのですけれども、もう一部は一般会計のほうに入りますので、横浜市全体として見た場合も一般会計のほうにその売却益が入ってくるということでありまして、その大きく2つが売却するメリットと考えております。

○ 清水富雄委員 ありがとうございます。

○ 坂本勝司委員 すみません。御説明ありがとうございました。

全然大した話じゃないのですけれども、この横のシンボルタワーがあるので、この説明を受けたとき、結構、年間多くの方がこちらに足を運んでいらっしゃるということで、私も新本牧の整備状況を見させてもらうときに久しぶりに行ったのですけれども、すごい行くといい環境だなというように感じて、もっと市民の人に知ってもらってもいいかなんていうようにも感じていまして、私なんかは免許を取ったとき、結構、あぶない刑事とかもあったので、埠頭に結構頻繁に行っていたのですけれども。ここら辺、こういう売却益が出た流れの中で、このシンボルタワーに少し手を加えるお金にしてもいいのかなんていうようにも感じるので、さらなる港湾施設の魅力づくりみたいな視点もちょっと入れていただけるとありがたいと感じます。いかがですか。

○ 新保港湾局長 確かにこのシンボルタワー、近未来的な建物があって、行くと非常に大きな施設ですし、高さも高く、港を結構一望できるいい施設だと私も思っております。今回、売却益なんかも、実はB5コンテナターミナルだけに関して言うと、トータルで100億円ぐらいが一般会計のほうに入りますので、今、委員が言われたような御意見もしっかり財政局のほうに伝えながら、よりよくするために努力していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ くしだ久子委員長 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ くしだ久子委員長 それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ くしだ久子委員長 御異議ないものと認め、市第124号議案については、原案可決と決定いたします。



#### ◎ 市第137号議案（関係部分）、市第141号議案及び市第152号議案の審査、採決

○ くしだ久子委員長 次に、市第137号議案関係部分、市第141号議案及び市第152号議案につきましては、説明の都合上、3件を一括議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

市第141号議案 令和7年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算（第1号）

- くしだ久子委員長 当局の説明を求めます。
- 新保港湾局長 それでは、市第137号議案、令和7年度横浜市一般会計補正予算第7号関係部分、市第141号議案、令和7年度横浜市港湾整備事業費会計補正予算第1号及び市第152号議案、令和7年度横浜市埋立事業会計補正予算第1号について御説明させていただきます。

なお、議案書におきましては、一般会計のうち港湾局関係部分については21、24、30から31ページ、港湾整備事業費会計については45から49ページ、埋立事業会計については91から92ページ、補正予算に関する説明書の108、115、140から141、157及び191から200並びに285から297ページに掲載をされています。

それでは、資料1ページを御覧ください。

一般会計の1、歳入歳出予算補正、（1）国補正予算などを踏まえた施設整備等として1事業、4億3725万6000円の増額補正をお願いするものです。

なお、事業名後の星印は、8年度予算の前倒しとして実施するものです。

カーボンニュートラルポートの形成事業の補正額は4億3725万6000円、財源は、市債3億4700万円、一般財源9025万6000円です。公共施設のLED化に向けた整備に伴う増額補正をお願いするものです。

2ページを御覧ください。

（2）事業の執行見込みにあわせた整理補正として、8事業総額43億9217万3000円の増額をお願いするものです。

ア、事業費の増額補正では、まず職員人件費961万8000円は、給与改定に伴う増額補正をお願いするものです。

港湾厚生関連施設指定管理経費217万6000円は、指定管理施設に対する物価水準の変動に伴う経費上昇分について、指定管理料の増額補正をお願いするものです。

次の物流施設等管理運営事業982万4000円、市民利用施設管理事業2120万2000円、大さん橋国際客船ターミナル指定管理費735万3000円は、指定管理施設に対する物価及び賃金水準の変動に伴う経費上昇分について、指定管理料の増額補正をお願いするものです。

次の港湾関連用地購入費17億円は、埋立事業会計の債務償還に係る支援額の増額補正をお願いするものです。

自動車事業会計繰出金3800万円は、補助実績の増に伴う繰出金の増額補正をお願いするものです。

港湾整備費負担金の補正額は26億400万円、財源は市債です。

国直轄事業費の増に伴い、本市予算もこれに合わせて増額補正をお願いするものですが、3ページに増額補正の内容をお示ししておりますので御覧ください。

国直轄事業費のD5コンテナターミナルの一部供用に伴う工事費の増額により補正を実施するものです。

左の写真は、国直轄事業の対象である本牧D5コンテナターミナル平面図、右の写真は再整備の状況です。

4ページを御覧ください。

イ、特定財源の増に伴う財源更正として、カーボンニュートラルポート形成事業の大さん橋国際客船ターミナル空調設備等改修工事について、国庫補助事業の認証追加に伴う財源更正の補正をお願いするものです。

また、（3）歳入補正として、本牧ふ頭の土地売却に伴う歳入、9億4000万円の減額補正をお願いするも

のです。

5ページを御覧ください。

2、繰越明許費補正ですが、5事業総額18億5400万円の設定をお願いするものです。

令和7年度中の補正予算対応として、国直轄事業費の増などによる年度途中の補正により年度末までに必要な工期を確保できないため、港湾整備費負担金及びカーボンニュートラルポート形成事業のLED化、大さん橋空調設備等改修事業補正分を繰り越します。

また、その他として、関係者との調整などに日時を要したため、大黒ふ頭嵩上げ事業など4事業を繰り越します。

6ページを御覧ください。

次に、港湾整備事業費会計でございます。

1、歳入歳出予算補正、事業の執行見込みにあわせた整理補正として、7事業で総額5億3660万8000円の減額補正をお願いするものです。

まず、事業費の増額補正として、物流施設等管理運営事業774万1000円は、指定管理施設に対する物価及び賃金水準の変動に伴う経費上昇分について、指定管理料の増額補正をお願いするものです。

消費税納入額8470万4000円は、前年度決算に伴う増額、元金償還金4億8414万7000円、利子379万5000円は、貸付金事業の繰上償還に伴う増額補正をお願いするものです。

次に、事業費の減額補正ですが、職員人件費は、支給実績の減に伴い、776万3000円の減額補正をお願いするものです。

新本牧ふ頭第1期地区整備事業は、全て東海旅客鉄道株式会社からの負担金で9億5823万2000円の減額です。工程の見直しによる工事請負費などの減に伴う減額補正をお願いするものです。

新本牧ふ頭整備費負担金は1億5100万円の減額です。財源は市債で、国直轄事業費の減に伴い、減額補正をお願いするものです。

7ページを御覧ください。

続いて、2、繰越明許費補正ですが、5事業総額46億6900万円の設定をお願いするものです。

ふ頭再編に伴う上屋再整備事業、新本牧ふ頭第1期地区整備事業、建設発生土受入事業は関係者との調整などに日時を要したため、新本牧ふ頭整備費負担金は国直轄事業の一部の年度内完了が見込めないため、物流施設整備費貸付金は事業者が関係者との協議・調整に時間を要したため、繰越しを行うものです。

最後に、埋立事業会計におきまして、歳入歳出予算補正、事業の執行見込みにあわせた整理補正として、職員人件費は、支給実績の減に伴い、2324万1000円の減額補正をお願いするものです。

以上、令和7年度2月補正予算案における港湾局関係部分について御説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- **くしだ久子委員長** 説明が終わりましたので質疑に入ります。
- **武田勝久委員** ちょっと確認させてください。1ページのカーボンニュートラルポート形成事業でLED化に向けて整備費が増額というところと、あと5ページの繰越明許費補正で、ここでもLED化の事業があるのですが、年度末までに必要な工期を確保できないという話があるのですけれども、この関連がこんがらがってしまっていて、御説明いただきたいと思えます。
- **新保港湾局長** すみません。1ページのこの約4億3000万円のカーボンニュートラルポート事業ですけれ

ども、これは港湾施設に限らず、多分、横浜市全体で、今、電気のLED化を進めておりまして、私ども港湾局としても2027年度までに全ての施設でLED化をしていこうということで、本来この予算は8年度で我々は計上しようと思っておりました。そこで、そうは言っても早くなるべく工事に着手すべきだということなどありましたので、財政局といろいろと協議をした結果、8年度予算を前倒して7年度で予算を頂いて早めに準備をしていこうということで計上させてもらったのが、まずこの1ページでございます。

今回御承認をいただいて、これが補正として認められたとしても、あと2月、3月という中で工事を発注することは、準備はしっかりやっていますが、できませんので、この部分をそっくりそのまま、5ページにありますけれども、この4億5800万の中のうち、1ページ目にある4億3000万円、これをそのまま繰り越すと。

7年度予算として前倒しで頂いたものを、工事ができないのでそのまま8年度に繰り越すということで、そういうことで前倒しで頂いたので準備だけはしっかりできるということなので、そういうメリットがあるかなと思っております。

○ **武田勝久委員** ありがとうございます。

27年度までに100%を目指すということでありますけれども、今現在の進捗率と、その感触といいですか、達成までのできるのだという感触、その辺りは果たしてどうかとちょっと思った次第で、教えていただければと思います。

○ **新保港湾局長** なかなか苦しいところがございます。ただ、今、8年度予算を御審議いただいておりますので、この7年度予算、8年度予算を合わせますと、大体72%ぐらいまで何とかいけるかなと思っております。ですから、残りの部分が二十数%ありますけれども、これを何とか令和9年度の予算で計上させていただいて、令和9年度、2027年度までに終えたいと思っております。かなり厳しい状況ではあるかなと思いますが、精いっぱいやっていきたいと思っております。

○ **武田勝久委員** ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○ **くしだ久子委員長** 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **くしだ久子委員長** それでは、1件ずつ採決いたします。

初めに、市第137号議案関係部分についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **くしだ久子委員長** 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については、原案可決と決定いたします。

次に、市第141号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **くしだ久子委員長** 御異議ないものと認め、市第141号議案については、原案可決と決定いたします。

次に、市第152号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- くしだ久子委員長 御異議ないものと認め、市第152号議案については、原案可決と決定いたします。  
以上で、港湾局関係の審査は終了いたしました。  
本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。



◎ 閉会宣告

- くしだ久子委員長 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時46分

# 速報版